

大阪市北区社会福祉協議会  
令和8年度「共同募金福祉活動事業助成金」募集要項

北区では、子どもから高齢者まで、誰もが安心して安全に暮らすための福祉のまちづくりを目指す活動を目的とした団体、NPO、ボランティアグループなどが多くあり、それぞれがゆるやかな連携をとりつつ、先駆的・開発的に北区の地域福祉を推進しています。

北区社会福祉協議会では、それらの団体、NPO、ボランティアグループなどが、さらに広く区民に向けて、地域福祉の推進を目指す事業に対して助成します。

1. 助成対象

  - ・北区内で社会福祉活動を行っている団体・グループ。
  - ・社会福祉法人・N P O 法人などの法人格を有する団体
  - ・法人格を有しないが、社会福祉活動に実績のある団体
  - ・申請団体名名義の通帳を有していること（個人名義の通帳は不可）
  - ・その他、本会会长が認めた、区内で社会福祉活動を行っている団体やボランティアグループなど

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
  - ・営利を目的とするもの
  - ・閉鎖性が強い事業
  - ・多額の補助制度を受けている場合
  - ・物品の購入のみを主目的とした事業
  - ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
  - ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
  - ・その他、審査委員会が不適当と認めた事業

2. 対象となる活動

  - ・北区内を拠点とし、北区内の地域福祉の推進を図るための活動
  - ・申請年度に実施する広く区民に開かれている事業
  - ・高齢者福祉活動、障がい児・者福祉活動、児童・青少年福祉活動、課題を抱える人を対象とした事業など
  - ・研修会、講習会など
  - ・その他、北区の地域福祉の推進、発展、啓発に寄与すると期待される事業など

3. 対象経費 地域福祉の推進を図るための活動に必要な経費

※取り組みに必要な消耗品費の購入、チラシ・資料印刷等の印刷製本費、郵送等の通信運搬費、講師への謝礼金、活動に関わる交通費、会館・会議室の借上げ料 等

※この払出は、年度を単位としています。  
令和7年度中の活動にかかる必要経費で申請してください。

※必要経費総額の10%以上の自主財源が必要です。

※審査委員会が不適当と認めた経費は、対象となりません。

4. 払出額 1件 10万円以内（総額30万円）

5. 申請方法 払出申請書（第1号様式）に、①団体の会則や規約 ②役員名簿、会員名簿  
③活動計画書 ④収支予算書 ⑤団体概要 ⑥前年度収支決算書（様式不問）、  
を添付し、区社会福祉協議会まで提出してください。

6. 申込期間 令和8年3月2日（月）～19日（木）午後5時まで

7. 選考方法 申請書類に基づき審査委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。  
なお審査の結果、減額または助成されない場合もあります。

8. 決定通知 結果については、文書で通知します。（7月上旬予定）

9. 留意事項 (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。  
(2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

《申し込み・問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会

〒530-0026 大阪市北区神山町15-11

電話番号（06）6313-5566 ファックス番号（06）6313-2921

メールアドレス : kitamail@osaka-kita.kusyakyou.or.jp

ホームページ : <http://osaka-kita.kusyakyou.or.jp>